

【令和5年5月30日の設工認その9に係る審査会合論点】

【審査会合論点 No. 2】

一例として、許可基準規則第7条（不法侵入対策）について、資料1－2の別表1では運用による対応であり設工認申請は不要としている。一方、機構の他施設（STACY や大洗廃棄物管理施設）については、運用対応で整理しているが、設工認申請を行っているところもある。この点について原子力機構としての考え方を含めて説明すること。

<回答>

許可基準規則第7条（不法侵入対策）について、放射性廃棄物処理場においては、運用による対応とし、設工認申請は不要と整理している。放射性廃棄物処理場の各施設は、安全施設として位置付けているものの、原子炉を設置する施設はなく、リスクが高い $\alpha$ 固体廃棄物を取り扱う施設も有していない。また、保管廃棄施設についても核物質防護上、区分Ⅰ、区分Ⅱに該当する施設は有していないことから、原子炉を有する施設（STACY）や $\alpha$ 固体廃棄物を取り扱う施設（大洗廃棄物管理施設）等とのリスクの違いを考慮し、整理したものである。

放射性廃棄物処理場の各施設（各建家）について、安全機能の観点から整理した場合、安全機能の重要度分類上、MS-3に該当するが、鉄筋コンクリート造（既認可）の堅牢な外壁で区画し、出入口については施錠管理を実施している。また、保管廃棄施設は、安全機能の重要度分類上、PS-3（一部、保管廃棄施設・M-2及び特定廃棄物の保管廃棄施設についてはPS-2）に該当するが、施設周囲を核物質防護（区分Ⅲ）上の柵等で区画し、出入口については施錠管理を実施しており、新たな設計対応等は不要である。

なお、出入口の施錠管理等については、原子力科学研究所原子炉施設核物質防護規定及び原子力科学研究所原子炉施設保安規定に定め、適切に運用している。

次に、運用対応として整理を行っている許可基準規則第10条（誤操作の防止）については、原子炉設置変更許可申請書において、操作器具、計器及び警報装置に名称等を表示、運転員が容易に監視、操作ができるような配置、保護カバー又はキー付スイッチの設置等の対応をすることとしている。一方、技術基準規則上、これらの誤操作防止に係る該当条項がないことから、運用対応で整理している。